

京都市告示第385号

平成28年4月1日京都市告示第35号（都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号に掲げる基準に適合することを評価する方法）の一部を次のように改めます。

令和4年9月30日

京都市長 門川 大作

柱書き中「別表第8」を「別表第9」に改める。

本文中「Iの第1の1-2のただし書及び2-1のただし書に定める特別な調査又は研究の結果に基づき基準の適合を確かめる計算方法のうち、建築物用途毎に建物形状や室用途構成などを仮定したモデル建物に対して、認定対象建築物に導入される外皮及び設備の仕様を適用し、当該モデル建物について計算する方法」を「Iの第1に基づき、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）第10条第1号イ(2)及びロ(2)に規定する方法」に改める。

附 則

この告示は、令和4年10月1日から施行する。

（都市計画局建築指導部建築審査課）